# 2009 年度 第 1 回 ISO 機械状態監視診断技術者(振動)資格認証試験 実施公示

ISO 機械状態監視診断技術者(振動)資格認証試験は、ISO 18436-2 (Condition monitoring and diagnostics of machines - Requirements for training and certification of personnel - Part 2: Vibration condition monitoring and diagnostics) に基づいて、携帯・常設センサおよび機器を用いた機械振動の測定・解析を行う技術者の資格と能力を認証することを目的としています。

# - 概 要 -

日本機械学会では、2004 年より開始した ISO18436-2 (Condition monitoring and diagnostics of machines - Requirements for training and certification of personnel - Part 2: Vibration condition monitoring and diagnostics) に準拠した、「ISO 機械状態監視診断技術者(振動)」の資格認証を実施してきました。

本資格は振動診断技術に特化したものであり、これまでに類の無い資格として、設計技術者、保全技術者から高度専門家まで、また、重工業・回転機械製造産業、エンジニアリング・メンテナンス産業、石油・化学・鉄鋼・電力・ガスなどのエネルギー産業をはじめとする様々な産業界で注目を浴び、振動診断技術スペシャリストの業務品質を保証する資格として大きな役割を担っています。また、技術者生涯教育の一環として注目されています。

本資格は難易度に応じて分類され、カテゴリー ~ までは毎年 2 回、最上位のカテゴリー は年 1 回の資格認証試験が実施されています。 2009 年 1 月現在、カテゴリー 、 、 、 合計で 1,914 名の方が資格認証を取得されました。 2008 年度末には 2,000 名の資格認証者を輩出する計画です。

技術者の流動化に関連して、技術者が適切な評価を得るために資格は大きな要素の一つであり、本資格はこのような社会的なニーズに応えるものです。皆様の積極的な挑戦を期待します。

# - 海外認証機関との相互承認など本資格グローバル化の動き -

グローバル化が進む資格社会にあって、本資格は振動診断技術者が国内、海外で活躍するために不可欠なものになりつつあります。

日本機械学会はこれまで、海外の機関と ISO18436-2 資格認証に関わる相互認証契約の締結を行い、本資格のグローバル化を推進してきました。北米では、米国の VI(Vibration Institute)と 2004 年 7 月 19 日付で、カナダの CMVA(Canadian Machinery Vibration Association)とは 2007 年 11 月 18 日に契約が交わされています。アジアでは 2007 年 3 月 24 日に韓国騒音振動学会 KSNVE(Korean Society for Noise and Vibration Engineering)との間で本資格認証事業協力にかかわる契約を締結しました。また、中国への技術供与も計画中で、関連学会との詳細検討段階に入っています。

これらの機関とは相互に認証しているので、本資格は米国だけでなく、カナダ、中南米、中近東、東南アジアなど、 世界各地で通用するものです。

さらに、日本機械学会では、資格認証された振動技術者の国際的なコミュニティーの構築、振動技術者間の情報交換が積極的に行われる環境の整備を行いたいと考えています。

#### - 受験資格 -

#### 1. 一般

- (1) 資格認証試験の受験志願者(以下、"志願者"と略記)は、振動による機械の状態監視・診断技術に適用する原理と手順を理解していることを保証する教育、訓練および実務経験を有していなければなりません。
- (2) 各カテゴリーの技術者に要求される能力については、付録(p.7)をご覧ください。
- (3) カテゴリー の志願者は、カテゴリー の資格(VIでのカテゴリー 資格認証取得者を含む)を有していること が受験資格となります。なお、受験申請時点において、2008年度 第2回までの ISO 機械状態監視診断技術者(振動)資格認証試験のカテゴリー 合格者で、認証申請中の方はカテゴリー の受験申請ができます。

#### 2. 教育

受験資格としての学歴に制限はありません。

# 3. 訓練

日本機械学会 能力開発促進機構 機械状態監視資格認証事業委員会が認定した下記の訓練機関で、それぞれのカテゴリー毎に「ISO 18436-2 Annex A」の要求に基づく訓練を受講する必要があります。

・志願者は、受験日の前日までに訓練を修了し、そのことを証明する「訓練修了証明書」(写し可)を提出しなければなりません。

カテゴリー毎の最短訓練時間は以下の通りです。

		· · — · · · ·
カテゴリー	カテゴリー	カテゴリー
32 時間	38 時間	40 時間

#### 4. 実務経験

志願者は、機械の状態監視と診断の分野において、付表1(p.7)に示した資格項目に関する実務経験を有している必要があります。

・志願者は、所属長が発行する「実務経験証明書」を提出しなければなりません。

カテゴリー毎の最短累積実務経験は以下の通りです。

カテゴリー	カテゴリー	カテゴリー
6 か月	18 か月	36 か月

<sup>・</sup>志願者が個人経営者の場合には、志願者本人の発行で構いません。

# 認定訓練機関一覧 [順不同] 一部未公表

【カテゴリー , カテゴリー 】

・旭化成エンジニアリング株式会社 ・新川センサテクノロジ株式会社 ・IMV 株式会社

·株式会社 東芝 京浜事業所 · JFE アドバンテック株式会社 · 日本原子力発電株式会社

【カテゴリー 】

・旭化成エンジニアリング株式会社・新川センサテクノロジ株式会社・・株式会社・東芝・京浜事業所

#### 2009年度第1回試験からの手続き方法等の変更について

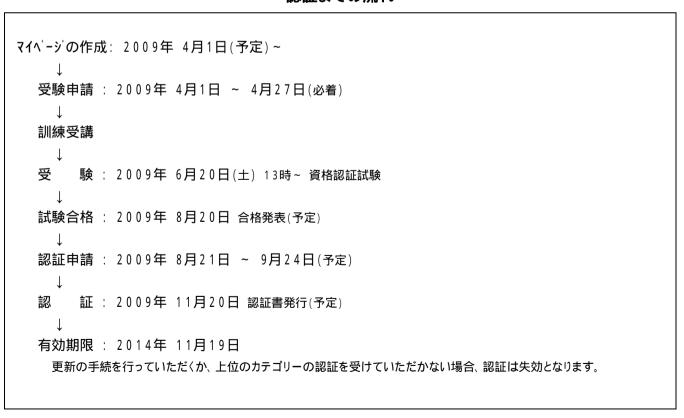
各種申請を行うためには、本会 HP(<u>http://www.jsme.or.jp/</u>)にてマイページを作成していただく必要があります。画面上の説明に従い登録を完了して下さい。登録完了後、各種申請書類をダウンロードし、手続きを行ってください。マイページにて試験に関するお知らせ、その他情報の発信を行いますので、登録後は ID・パスワードの管理にご注意下さい。

# <マイページ利用による変更点>

内容	従来	变更後
受験申請書類冊子の入手	   訓練機関もしくは日本機械学会からの取り寄せ 	全てマイページよりダウンロード
申請書類の作成	自筆にて記入	ダウンロード時に登録内容が自動的に反映
申請内容の修正・登録	日本機械学会へ連絡	マイページの登録内容を変更
合否の確認	自宅へ合否通知書類を受領	マイページ上で確認
試験情報の取得・認証状況の 確認	各種冊子等	マイページにて各種情報を受信

<sup>・2009</sup>年度第1回試験受験申請より、各種申請にはマイページのご登録が必要となります。(一度ご登録いただければ、申請毎に行っていただく必要はありません。)

# - 認証までの流れ -



<sup>・</sup>申請書類の送付・受験料の払込については、従来の方法から変更はありません。

# - 受験由請手続 -

# 1. 必要書類·申込先

書 類 名	備考
受験申請書	マイページにてダウンロードしてください。
実務経験証明書	マイページにてダウンロードし、必要事項を記入して下さい。
訓練修了証明書	訓練機関にて発行を受けて下さい。(認証申請時に提出)
顔写真2枚	上半身無帽無背景のカラー写真(ポラロイド不可). 最近6か月以内に撮影したもの。寸法:縦40mm,横30mm。裏面に署名して〈ださい。 1枚は受験申請書に、もう1枚は写真票に貼って〈ださい。
受験票	マイページにてダウンロードしてください。
写真票	受験票と切り離さずに提出して〈ださい。
受験料振り込みの際の領収書	写し可
VI(Vibration Institute)Category 資格認証書の写し	カテゴリー の志願者で、VI(Vibration Institute)でカテゴリー の資格 認証を取得された方のみご提出ください。

申 込 先 : 〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地 洛陽ビル4階

(株)春恒社内 日本機械学会 機械状態監視資格認証事業委員会 事務局

送付方法: 簡易書留(封筒に「受験申請書在中」と朱書きする。)

受付期間 : 2009年 4月1日~4月27日(必着)

・受験票は試験実施日(6月20日)のおおよそ2週間前までに返送いたします。

# 2. 受験料

受験料:10,000円(税込)/各カテゴリー(振込手数料は、申込者負担となります。)

支払方法 : 郵便振替

振替口座 : 00130-1-19018番 加入者名 : 社団法人 日本機械学会

通信欄には、「2009年度第1回 ISO(振動)試験受験料」と標記、

受験者氏名、勤務先、部課名、電話番号、E-mail アドレスをご記入ください。(記入例を参照)

複数名分をまとめてご入金いただいても構いません。通信欄には全ての受験者氏名を記入して下さい。

- ・請求書および領収書の発行は行いません。
- 一度振り込まれた受験料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。

詳細お問合わせ:日本機械学会 関根 TEL 03-5360-3506 joutai@jsme.or.jp

(申請書の記入方法・受験料の支払方法が分からない、試験実施日の1週間前になっても受験票が送られてこない、申請内容を変更したいなど)

# 1. 試験日および試験場

試験日時: 2009年 6月20日(土)

試験場: 前出の訓練機関で実施(予定) 各訓練機関に直接お問合わせ下さい。

# 2. 試験内容

資格認証試験は、五肢択一方式により行います。

各カテゴリーの資格認証試験の問題数および試験時間は、以下の通りです。

	カテゴリー	カテゴリー	カテゴリー
問題数	50 問	100 問	100 問
試験時間	2時間	3時間	4時間

# 3. 合否判定基準

全問題数に対する正答数の割合が以下に示された以上であった受験者は合格となります。

カテゴリー	カテゴリー	カテゴリー
7 5 %	7 5 %	7 5 %

# - 合格発表 -

合格発表 : 2009年 8月20日(予定)

発表方法: マイページにて合否結果をお知らせします。

あわせて日本機械学会のホームページ上にも掲載されます。(http://www.jsme.or.jp/)

・日本機械学会誌(9月号)にも合格者氏名が掲載される予定です。

なお、電話によるお問い合わせは、受験者本人であることが確認できませんので、一切応ずることはできません。

# - 認証書の有効期間および更新 -

有効期間: 認証書に記載された認証日から5年間

更新: 更新申請書および業務継続証明書を提出し更新料[10,000円(税込)]を払い込むことにより、さ

らに5年間更新

複数のカテゴリーの認証を受けている場合、有効期限の対象は最上位のカテゴリーのみとなります。下位のカテゴリーは上位のカテゴリーに包含されるので、更新手続は最上位のカテゴリーだけで構いません。

ただし、以下の場合、認証は有効期間を経過する前に効力を失います。

- (a) 認証者が肉体的および/または精神的にその義務を果たせな〈なった場合
- (b) 非倫理的行動の証拠を当事業委員会が認めた場合

効力を失ったと当事業委員会が判断した認証者に対しては、認証を取り消します。

認証を取り消された方は、認証を取り消された日から2年間は新たな認証を受けることができません(この期間を"認証停止期間"と称します)。

認証を取り消された方で再度認証を希望される方は、認証停止期間終了後に改めて認証試験を受験してください。その際、訓練の新たな受講は必要ありません。

# 付録 カテゴリー 、 、 の技術者に要求される能力

カテゴリー 、 、 の技術者に要求される能力は付表1に示す通りです。

# 付表1 カテゴリー 、 、 の技術者に要求される能力

カテゴリー	要求される能力
	カテゴリー に認証された技術者は、ISO 17359 及び ISO 13373-1 に従った単純な 1 チャンネル機械振動の範囲の状態監視及び診断を行う資格をもつ。カテゴリー に認証された技術者は、定められた設定条件に基づいて警報設定することを除けば、例えばセンサの選択、行われるべき解析及び試験結果の評価に対して責任をもたない。技術者は、次の能力をもたなければならない。 a)事前に選定又は計画された測定順路で、携帯用計測器を操作する。 b)常設の計測器からの指示値を読みとる。 c)コンピュータから順路をダウンロードし、データベースに測定結果を入力する。 d)事前に定められた手順に従って、定常状態の運転条件下での試験を行う。 e)信号が出ていないことを認識することができる。 f)事前に設定された警報値に対して、オーバーオール又は単一周波数の振動測定値を比較することができる。
	カテゴリー に認証された技術者は、確立され承認された手順に従って、位相トリガー信号の有無には関わりなく、1 チャンネル測定を用いた産業機械の振動測定及び基本的な振動解析を行う資格をもつ。カテゴリーに認証された技術者は、カテゴリー で期待されるすべての知識及び技能を必要とし、更に、次の能力をもたなければならない。 a)適切な機械振動測定法を選択する。 b)振幅、振動数及び時間領域信号の基本的な分析のための機器を準備する。 c)スペクトル分析を用いて軸、軸受、歯車、ファン、ポンプ、モータなどの機械及び機械要素の基本的な振動解析を行う。 d)結果及び傾向管理のデータベースを保守する。 e)固有振動数を決定するために、基本的な(1 チャンネル)打撃試験を行う。 f)適用可能な仕様及び規格に従って、(受入検査を含む)試験結果を分類、解釈及び評価する。 g)簡単な是正処置を提言する。 h)基本的な1面現場釣合せの概念を理解している。 i)不良測定データについて原因及び影響を理解できる。
	カテゴリー に認証された技術者は、ISO 17359及び ISO 13373-1に従った機械の振動状態監視及び診断のプログラムを、遂行、指示及び/又は構築する資格をもつ。カテゴリー に認証された技術者は、カテゴリー 及びカテゴリー に分類された技術者に期待されるすべての知識及び技能を必要とし、更に、次の能力をもたなければならない。 a)適切な機械振動解析の方法を選択する。 b)携帯及び常設の両方の振動計測システム対して、適切なハードウェア及びソフトウェアを指定する。c)位相トリガーの有無に係らず、定常及び非定常の両方の運転状態に対して、波形及び振動軌跡(orbits)のような時間領域表示はもちろん、1 チャンネルの周波数スペクトルの測定及び診断を行う。d)定期的/連続的な監視を行う機械の決定、試験の頻度、測定順路計画を含む、振動状態監視プログラムを構築する。e)新しい機械の振動レベル及び許容基準の仕様のためのプログラムを構築する。e)新しい機械の振動レベル及び許容基準の仕様のためのプログラムを構築する。f)基本的な運転時のたわみ形状を測定し解析する。g)アコースティックエミッション(AE)、熱画像、モータ電流及び潤滑油分析のような代替の状態監視技術を理解し、その使用を指示することができる。h)釣合せ、アライメント調整、機械部品の交換などの現場での是正処置を提言する。i)加速度の包絡線処理を使用することができる。j)基本的な1面現場釣合せを行う。k)診断プログラムの目的、予算、コスト判断及び人材開発に関して、経営陣に報告する。l)関係する技術者のために、機械状態に関する報告書を作成し、是正処置を提言し、修理の有効性を報告する。m)振動訓練生を指導し、技術的な指示を与える。